

令和 9 年度経済産業省
「横断要素検討会」の
実施テーマに関する公募要領

令和 8 年 9 月
一般財団法人日本規格協会

「令和9年度横断要素検討会」の実施テーマに関する公募要領

一般財団法人日本規格協会では、経済産業省からの受託事業「エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築）」で行う横断要素検討会において、来年度実施するテーマを以下の要領で公募します。

1. 事業の目的（概要）

従来の標準化枠組みではない分野横断的な連携で対応すべき標準案件や、新たな社会の実現に向けた取り組み案件（例：Web3/Industry4.0/Society5.0等）に対して、研究会を設置する。

当研究会では、上記案件に係る分野での標準の社会実装・普及促進等を通じて、国内におけるビジネス創出・市場形成に結び付け、日本産業界を支援する。または、海外の法規制や標準化の動き等、日本産業界にネガティブなインパクトを与える恐れのある案件について、ビジネス上の懸念を集約し、対策を議論・共有する。

2. 事業内容

令和8年度は、来年度の実施事業として、以下のテーマ・内容について選考します。

テーマ	内容
横断要素研究会運営	複数領域に跨がる重要分野のうち、研究会を開催することにより、国内外の状況調査・分析を実施するとともに、将来の標準化計画、あるべき国内標準化体制、標準にまつわる法規制についてのしかるべき対応策等を審議し、対処方針を定める。

（1）研究会の要件：

研究会の種類は、（1－1）積極的体制構築型又は（1－2）防衛的体制構築型のいずれかとする

（1－1）積極的体制構築型の場合、以下の要件を満たすものを対象とする。

【1】必須要件

- ① 複数の領域^{*1}に跨る分野のうち、既存の体制（例：標準化に係る国内審議団体、フォーラム／コンソーシアム、単独企業）では議論が難しく、新たな連携体制を必要とし、経済波及効果の大きい分野のテーマ。例えば、サプライチェーンの上流・下流の連携が必要な案件または異業種の連携を必要とする案件。
- ② 当研究会設立によるメリット^{*2}（または設立しない事によるデメリット）が特定できるも

¹ 「複数の領域」とは、「1. 当研究会のテーマとなる標準が複数の産業領域／業界に波及するもの」または「2. 当研究会のテーマとなる標準が複数の技術領域を包含するもの」を指す。

² （*）「メリット」とは、例えば「国内産業への利益」「ユーザーの利便性向上または消費者保護（安

の。

- ③ 研究会を開催することにより、国内外の標準化の取組状況調査・分析の結果が業種横断的に共有され、国内認知度の向上や関連する標準の社会実装の加速に寄与する等の成果につながる可能性のあるもの。
- ④ 当研究会のテーマは先端技術または我が国の産業界が保有する優れた技術にまつわる標準化活動（デジュール標準／フォーラム標準等は問わず）に関連しているものであって、その活動が以下のいずれかを満たすもの：
 - 国内における新市場の創出またはイノベーション促進に繋がるもの
 - 新たな社会の実現に向けた取り組みであるもの
 - 国内企業の競争優位性の確保に寄与するもの。

【2】オプション要件

上記に加え、以下を満たすものを優先する。

- ・社会課題の解決につながるもの。
- ・新たな標準化計画の策定等により、規格開発を促進するとともに、関連する市場において規格の利活用が見込めるもの。
- ・当標準は例えば開発コストの削減といった効率化への寄与が見込めるもの。
- ・標準化される領域（協調領域）の外に、標準化されない領域（競争領域）が存在するテーマであって、国内産業における競争が見込めるもの。
- ・当研究会の参加者が多岐にわたる「横断的」な委員会であること（例：標準化関係者・開発担当者・サービスプロバイダー等から構成される）
- ・中長期的に標準化人材の育成に繋がる活動であること。

【3】想定される成果（例）

「情報共有・勉強会」、「標準化要件抽出」、「体制構築／会議体設置」等。

なお、本公募要領の要件を満たすものであれば、成果はこれらに限定されないものとする。

（１－２）防衛的体制構築型の場合、以下の要件を満たすものを対象とする。

【1】必須要件

- ① 複数の領域*¹に跨る分野のうち、既存の体制（例：標準化に係る国内審議団体、フォーラム／コンソーシアム、単独企業）では議論が難しく、新たな連携体制を必要とし、経済波及効果の大きい分野のテーマ。例えば、サプライチェーンの上流・下流の連携が必要な案件または異業種の連携を必要とする案件。
- ② 当研究会設立によるメリット*²（または設立しない事によるデメリット）が特定できるもの。

心・安全の確保)」または「環境改善に寄与するもの」等を指す。

- ③ 国内外の規制等（例：AI等の欧州法規制、個人情報・プライバシー・サイバーセキュリティに関連するルール）及びそれに関わる標準により、国内産業へ多大な影響を及ぼす可能性があるもので、早急に業界横断的な対応策の検討が必要とされるもの。または、標準に関連する認証制度の構築に関わる案件。
- ④ 研究会を開催することにより、対応の必要性が認知され、対策の取組に寄与する等、関連する市場において検討会の成果の利活用が見込めるもの。

【2】オプション要件

上記に加え、以下を満たすものを優先する。

- ・新たな標準化要件を抽出し、提言することができるもの。
- ・当対策検討会の参加者が多岐にわたる「横断的」な委員会であること（例：標準化関係者・開発担当者・サービスプロバイダー等から構成される）

【3】想定される成果（例）

「対処方針」、日本独自の「チェックリスト」、「対応ガイドライン」等。

なお、本公募要領の要件を満たすものであれば、成果はこれらに限定されないものとする。

3. 事業実施期間

事業実施期間：令和9年4月1日以降の契約締結日～令和10年2月25日（金）

4. 応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員、設備及び施設等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ④ 複数の者で共同提案するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制の提案がなされていること。
- ⑤ 国の予算決算及び会計令70条及び71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑦ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省又は一般財団法人日本規格協会と契約を解除されている者ではないこと。

5. 応募手続

（1）募集期間

募集開始日：令和8年9月18日（金）

締 切 日：令和8年10月16日（金） 12：00必着

（2）応募書類

- ①提案書の提出部数は、電子媒体（PDF）1部とします。
 - ・提案書は、「別紙1」に基づいて作成してください。
 - ・提案書は、日本語で作成してください。用紙サイズはA4版縦置き、横書きを基本とします。
- ②提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
 - ・会社概要等及び直近の過去3年分の財務諸表
- ③提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- ④選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ⑤採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

（3）応募書類の提出先

応募書類は電子メールにより以下に提出してください。

一般財団法人日本規格協会 標準化企画・管理ユニット 半田、鑑

電子メール：odanyoso_Sec@jsa.or.jp

提出の際は、件名（題名）を必ず「横断要素検討会 実施テーマ公募提案書 応募」として
ください。

郵送及びFAXによる提出は受け付けません。また、応募要件を満たさない者や不備がある
提案書は、受理しない場合があります。

- ①締切を過ぎての提出は無効であり、受理いたしません。
- ②締切前に提出された提案書類であって、当会から提案書類の不備の指摘に対して、
提出期限までにその不備の改善がなされない場合は、当該提案書を無効とすることも
ございますので、ご了承ください。

6. 審査・採択について

（1）審査方法

採択にあたっては、有識者で構成される委員会では審査・承認を行い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリング（12月7日（月）午後）
を実施します。ヒアリングをする場合は、11月9日（月）以降にご案内します。

（2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

「４．応募資格」を満たしているか。

<提案内容>

- ① 提案内容が、「１．事業の目的」及び「２．事業内容（１）研究会の要件」に合致しているか。
- ② 本事業の成果を高めるための適切な事業目標（想定される成果）が設定されているか。

<事業計画>

- ③ 事業の実施方法、実施計画が現実的か。
- ④ 本事業の実施方法等について、事業目標を達成し本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 予算が必要な場合、必要となる経費・費目を考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑥ 事業期間終了後、継続的な活動支援や関連事業の対応が見込めるか。

<事業の実施体制>

- ⑦ 提案したテーマを実施するために必要な組織、人員、設備及び施設等を有しているか。
- ⑧ 共同で提案を行う場合、事業全体の企画立案や運営管理等を行うための実現可能な体制ができているか。

<事業の実施能力>

- ⑨ 実施テーマ分野の標準化に関する十分な知見や実績等を有しているか。
- ⑩ 実施テーマを円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金、設備等について十分な管理能力を有しているか。

（３）採択結果の決定及び通知

採択されたテーマ及び申請者については、当会ホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

なお、審査結果等の照会には応じません。

（４）採択事業の実施

採択された案件でも、令和９年度予算が確保できなかった場合には、事業が実施できない場合もあります。

７．その他の留意事項

提案書を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、次項に従って質問を行うか、又は応募者の判断として想定した前提条件を明記の上記載してください。

なお、提出書類については必要に応じて委託元である経済産業省へ提出する場合がございます。

8. 問い合わせ先

本件に関する問合せは日本語とし、下記の電子メールにて受け付けます。また、電話、FAX、来訪等による問合せには対応いたしません。

担当者：一般財団法人日本規格協会 標準化企画・管理ユニット 半田、鑑

電子メール：odanyoso_Sec@jsa.or.jp

なお、問合せは、原則として令和8年10月9日（金）以降は受け付けません。問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「横断要素検討会 実施テーマ公募 問合せ」として下さい。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上